

譲り受けた側又は相続人である個人事業者の方へ

譲渡及び譲受認可及び相続認可（和歌山県知事認可）申請について

認可の申請を行う際には、なるべく早めに技術調査課に事前相談を行ってください。

認可の申請書は下記の表を参考に作成してください。提出部数は3部（正本1部、副本2部）です。
なお、提出先は主たる営業所の所在地を管轄する振興局建設部等です。

また、下記の表記載の書類に加えて持参書類が必要です。（詳細は「建設業許可及び認可の際の持参書類」のページをご覧ください。）

- (注) ○ 提出が必須のもの
 △ 譲り受けた側又は相続人が既に建設業許可を有している場合に省略可能なもの
 □ 譲り受けた側又は相続人が既に建設業許可を有しているかつ記載内容に変更がなければ省略可能なもの
 — 提出が不要なもの
 資格確認資料については、該当事項がなければ提出不要

様式番号	書類の名称等	譲渡及び 譲受	相続
県様式 1-1	認可申請書表紙	○	○
県様式 2	許可経過 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	○	○
第 22 号の 5	譲渡及び譲受認可申請書	○	—
第 22 号の 5 別紙一	役員等の一覧表	—	—
第 22 号の 5 別紙二	営業所一覧表	○	—
第 22 号の 5 別紙三	専任技術者一覧表	○	—
第 22 号の 10	相続認可申請書	—	○
第 22 号の 10 別紙一	営業所一覧表	—	○
第 22 号の 10 別紙二	専任技術者一覧表	—	○
	申請者と被相続人の続柄を証する「戸籍全部事項証明書」等 ※ 必要に応じて「改製原戸籍の謄本等」も添付してください。	—	○
第 2 号	工事経歴書 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	△	△
第 3 号	直前三年の各事業年度における工事施工金額 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	△	△
第 4 号	使用人数 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	○	○

様式番号	書類の名称等	譲渡及び 譲受	相続
第 6 号	誓約書 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
/	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の本籍地の市町村長の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
/	(1-1) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (1-2) 成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当しない旨の本籍地の市町村長の証明書 (2) 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。 ※ (1-1)及び(1-2)の 1 組又は(2)のいずれかを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第 7 号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書		
第 7 号別紙	常勤役員等の略歴書		
第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		
第 7 号の 2 別紙一	常勤役員等の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第 7 号の 2 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		
※ 「第 7 号」及び「第 7 号別紙」の 1 組又は「第 7 号の 2」、「第 7 号の 2 別紙一」及び「第 7 号の 2 別紙二」の 1 組のいずれかを提出してください。 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。			
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。 ※ 本認可の申請を行った日が、法令で定める「健康保険」「厚生年金」又は「雇用保険」に係る届出期間内かつ「第 22 号の 6」又は「第 22 号の 12」を提出した場合には、「譲渡及び譲受の日」又は「相続認可の日」から 2 週間以内の提出でもかまいません。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

様式番号	書類の名称等	譲渡及び 譲受	相続
/	<p>「健康保険」及び「厚生年金」に係る申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し又はこれらに準ずる資料</p> <p>※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。</p> <p>※ 「健康保険」及び「厚生年金」のいずれもが「適用除外」の場合には不要です。</p> <p>※ 本認可の申請を行った日が、法令で定める「健康保険」及び「厚生年金」に係る届出期間内かつ「第22号の6」又は「第22号の12」を提出した場合には、「譲渡及び譲受の日」又は「相続認可の日」から2週間以内の提出でもかまいません。</p>	○	○
	<p>(1-1) 「雇用保険」に係る申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控</p> <p>(1-2) (1-1)により申告した保険料の納入に係る「領収済み通知書」の写し又はこれらに準ずる資料</p> <p>※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。</p> <p>※ (1-1)及び(1-2)のどちらも提出してください。</p> <p>※ 雇用保険が「適用除外」の場合には提出不要です。</p> <p>※ 本認可の申請を行った日が、法令で定める「雇用保険」に係る届出期間内かつ「第22号の6」又は「第22号の12」を提出した場合には、「譲渡及び譲受の日」又は「相続認可の日」から2週間以内の提出でもかまいません。</p>	○	○
県様式第5号	<p>相続に対する同意書</p> <p>※ 被相続人に係る相続人すべてが実印を押印してください。</p> <p>※ 被相続人に係る相続人すべてを確認できる「戸籍の全部事項証明書」及び「改製原戸籍の謄本」等を添付してください。（「第22号の10」に添付したものと同一場合には不要です。）</p> <p>※ 押印した相続人すべての「印鑑証明」を添付してください。</p>	—	○
第8号	<p>専任技術者証明書（新規・変更）</p> <p>※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。</p>	□	□
第9号	実務経験証明書	□	□
	卒業証明書		
	その他の資格証明書		
※ 申請する業種に応じて必要な組み合わせで提出してください。			
第10号	指導監督的実務経験証明書	□	□

様式番号	書類の名称等	譲渡及び 譲受	相続
第 11 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表	○	○
第 12 号	認可申請者の住所・生年月日に関する調書 ※ ただし、「第 7 号別紙」、「第 7 号の 2 別紙一」又は「第 7 号の 2 別紙二」のいずれかに記載のある者については不要です。	○	○
第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所・生年月日に関する調書	□	□
第 18 号	貸借対照表 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	△	△
第 19 号	損益計算書 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	△	△
	法定代理人の登記事項証明書 ※ 申請者が未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に提出してください。	□	□
	支配人の登記事項証明書 ※ 支配人を設置している場合に提出してください。	□	□
第 20 号	営業の沿革 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	○	○
第 20 号の 2	所属建設業者団体 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	□	□
	納税証明書（個人事業税） ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	△	△
第 20 号の 3	主要取引金融機関名 ※ 譲り受けた側又は相続人に係るものです。	□	□
第 22 号の 6	誓約書 ※ 譲渡及び譲受に係る認可申請を行った日が「健康保険」、「厚生年金」又は「雇用保険」のいずれかに係る法令で定める届出期間内であり「第 7 号の 3」及び添付書類を提出できない場合に提出してください。	○	—
第 22 号の 11	誓約書 ※ 相続に係る認可申請を行った日が「健康保険」、「厚生年金」又は「雇用保険」のいずれかに係る法令で定める届出期間内であり「第 7 号の 3」及び添付書類を提出できない場合に提出してください。	—	○
	譲渡及び譲受に関する契約書の写し	○	—

様式番号	書類の名称等	譲渡及び 譲受	相続
/	(1) 譲渡に関する株主総会又は社員総会の決議録 (2) 譲渡に関する無限責任社員又は総社員の同意書 (3) 譲渡に関する意思の決定を証する書類 ※ 譲り渡した側に係るものです。 ※ 譲り渡した側が法人の場合に提出してください。 ※ (1)、(2)又は(3)のいずれかを提出してください。	○	—